

現行(第5期)計画の項目	第6期計画の項目(案)
<b>第1章 保健医療計画に関する基本的事項</b> 第1節 保健医療計画策定の趣旨 第2節 基本理念 第3節 保健医療計画の位置づけ 第4節 保健医療計画の期間	<b>第1章 (保健)医療計画の基本的事項</b> 第1節 計画策定の趣旨 (これまでの取組、基本理念、計画期間、関連する他の計画など) 第2節 高知県の医療の状況 (人口構成、人口動態、受療動向など) (医療施設の状況、医療従事者の状況) (公的病院と地域医療支援病院)
<b>第2章 保健医療の基本的な状況</b> 第1節 地域と人口 第2節 医療提供体制の状況 第3節 県民の受療動向と意識	
<b>第3章 保健医療圏</b> 第1節 保健医療圏の設定目的 第2節 保健医療圏の設定	<b>第2章 (保健)医療圏と基準病床</b> 第1節 (保健)医療圏の設定 (設定の目的、(保健)医療圏の設定など) 第2節 基準病床数の設定
<b>第4章 基準病床数</b> 第1節 基準病床数の設定目的 第2節 基準病床数の算定方法 第3節 基準病床数の設定	
<b>第5章 医療従事者の確保と資質の向上</b> 第1節 医師 第2節 歯科医師 第3節 薬剤師 第4節 看護師・准看護師 第5節 助産師 第6節 保健師 第7節 管理栄養士・栄養士 第8節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 第9節 歯科衛生士・歯科技工士 第10節 救急救命士 第11節 介護サービス従事者 第12節 その他の保健医療従事者	<b>第3章 医療従事者の確保と資質の向上</b> 第1節 医師 第2節 歯科医師 第3節 薬剤師 第4節 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師) 第5節 コメディカル (管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など)  (削除) 救急救命士 (削除) 介護サービス事業者
<b>第6章 医療提供体制の整備・充実</b> 第1節 患者本位の医療の提供 第2節 医療機能の情報公表 第3節 医療安全 第4節 プライマリ・ケアの充実 第5節 医療機関の連携と共同利用の推進 第6節 薬局の役割と医薬分業 第7節 医療に関する情報化 第8節 公的病院の役割と連携 第9節 地域の医療提供体制の確立	<b>第4章 医療提供体制</b> 第1節 患者本位の医療の提供 (医療機関の連携、かかりつけ医・歯科医・薬局、インフォメーション、ヘルプデスク、医療情報の提供等) 第2節 医療機関の連携と公的病院の役割 第3節 医療安全 第4節 薬局の役割
<b>第7章 医療連携体制の構築</b> 第1節 がん 第2節 脳卒中 第3節 急性心筋梗塞 第4節 糖尿病 第5節 小児救急を含む小児医療 第6節 周産期医療 第7節 救急医療 第8節 災害医療 第9節 へき地医療 第10節 在宅医療 第11節 精神保健医療 第12節 結核・感染症 第13節 臓器等移植 第14節 難病 第15節 歯科保健医療 第16節 血液確保	<b>第5章 特定疾病</b> 第1節 がん <がん対策推進協議会・在宅緩和ケア推進連絡協議会> 第2節 脳卒中 <脳卒中医療体制検討会議> 第3節 急性心筋梗塞 <急性心筋梗塞医療体制検討会議> 第4節 糖尿病 <糖尿病医療体制検討会議> 第5節 精神疾病(仮称) <設置予定>  <b>第6章 特定の医療提供体制</b> 第1節 救急医療(へり含む) <救急医療協議会> 第2節 周産期医療(母子保健含む) <周産期医療協議会> 第3節 小児医療 <小児医療体制検討会議> 第4節 へき地医療 <へき地医療協議会> 第5節 在宅医療 <在宅医療医療体制検討会議(仮称)・訪問看護推進協議会> 第6節 歯科(保健)医療 第7節 難病 第8節 臓器等移植・血液確保
<b>第8章 保健・医療・福祉(介護)の総合的な取り組み</b> 第1節 保健・医療・福祉(介護)の連携 第2節 生涯を通じた健康づくりの推進 第3節 母子保健及び思春期保健福祉施策 第4節 障害者保健福祉施策 第5節 高齢者保健福祉施策 第6節 保健福祉機関の機能強化	(削除) (削除) (削除) 母子保健は周産期医療の項目で記載 (削除) (削除) (削除)
<b>第9章 健康危機管理対策の推進</b> 第1節 健康危機管理体制の整備 第2節 医薬品等の安全対策の推進 第3節 食の安全・安心の推進 第4節 生活衛生対策の推進	<b>第8章 健康危機管理</b> 第1節 災害時における医療 <災害医療対策本部会議> 第2節 感染症 第3節 薬事監視、毒劇物 第4節 その他の健康危機管理(食品、生活衛生など)
<b>第10章 計画の推進と進行管理</b>	<b>第9章 計画の進行管理</b>